

第4章

人権教育・人権啓発の推進

八幡市においては、これまで同和問題をはじめさまざまな人権問題に対する市民の正しい理解と認識を深めるため、講演会や研修会の開催、広報による啓発活動などを積極的に推進してきました。

前章で掲げた諸課題や今日まで取り組んできた成果を踏まえ、あらゆる場において人権教育・啓発を推進する必要がありますが、本章においては、学校、幼稚園、保育園、企業・職場、地域社会、家庭を中心に人権教育・啓発の推進について述べます。

第4章

人権教育・啓発の推進

八幡市においては、前章で掲げた同和問題などさまざまな人権問題について常に配慮するとともに、人権意識の高揚を図るために実施してきた教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果も踏まえ、人々が主体的な取組の中から、

人権を自分自身にかかわる具体的権利として理解することができる

自分の人権を主張する上で、他人の人権にも十分配慮する必要があるという認識を深めることができる

人と自然の共生や、国家や世代の枠組みを超えて将来の世代も含めた人類すべてという広がりの中で、人権を捉えることができる

こととなるよう、積極的かつ継続的に人権教育・啓発の推進を図ります。

また、人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」、「個人の尊厳」といった人権の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権問題に即した個別的な視点からのアプローチとがあることから、この両者を組み合わせ、親しみやすいテーマや分かりやすい表現を用いるなど創意工夫をこらして、地域に即した人権教育・啓発の展開を図ります。

なお、人権教育・啓発は、人々の心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、その内容はもちろん、実施の方法についても、人々の幅広い理解と共感を得られるものとなるよう努めます。

1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

人権文化の構築の主役は市民一人ひとりです。市民一人ひとりが人権尊重の考え方を身につけ、日常生活の中においてそれを規範として人と人との関係を育むことが、人権文化の息づく豊かな社会の基盤となります。地域、学校、企業など、市民が関わるさまざまな場面において、人権教育の自主的な取組が進められるよう、その方向性を明らかにします。

(1)【保育園・幼稚園】

(取組の現状)

保育園・幼稚園は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な場であることから、保育所保育指針、幼稚園教育要領に基づき、家庭や地域社会と連携して、自立心やお互いを大切にする豊かな人間性を持った子どもの育成に努めています。

保育園・幼稚園においては、他の乳幼児との関わりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちを持って行動できるようにすることや友達との関わりを深め、思いやりを持つようにすることなど人権尊重の精神の芽生えを育むよう、遊びを中心とした生活を通して保育・教育活動を推進しています。

また、すべての職員が、自ら豊かな人権意識を持ち実践することが必要であることから、人権問題についての知識・理解を深めるなど、研修を通して資質の向上を図っています。

保育園においてはきめ細かい保育を実施し、保育参観や保育の集い、保護者学習会、家庭訪問など、保護者が集まるときに、子どもの実態を話し、共に考えています。「保育園開放」や「赤ちゃん広場」などを通して、親の孤立化や子育ての負担を軽減できるよう、一人ひとりの親の思いを受けとめられるように子育て支援を実施しています。

また、幼稚園においても、基本的な生活習慣の育成とともに、

保育所保育指針

厚生労働省が作成した、保育所における「保育の目標」、「保育の方法」、「保育の環境」等の保育を展開するに当たって、各年齢ごとの必要な基本的事項が盛り込まれた指針。

幼稚園教育要領

幼稚園を対象に「幼稚園教育の基本」、「幼稚園教育の目標」、「教育課程の編成」等を示した文部科学省告示。

遊びを中心とした体験学習の中で、社会性・協調性・仲間意識など人と関わる力を大切に育てています。身近な自然環境にすすんで関われるようにし、豊かな感性や命を大切にすることを育てています。地域の社会資源（福祉施設、図書館、生涯学習施設など）を活用し、地域社会に根ざす取組を行っています。

(課題)

保育園・幼稚園においては、家庭や地域社会と連携して、健全な心身の発達を図り、他の乳幼児との関わりの中で人権を大切にすることを育むなど、豊かな人間性を持った子どもの育成が必要です。

(方向性)

今後とも、保育所保育指針・幼稚園教育要領に基づき、生活体験、心身の発達の過程などを考慮し、他の乳幼児との関わりの中で人権を大切にすることを育むことができるよう、保育・教育活動の一層の推進に努めます。

また、すべての職員に対する研修の充実を図り、人権問題や人権教育に関する認識の深化と指導力の向上に努め、子育て相談や預かり保育などの充実を図り、これまで以上の子育て支援ができるよう努めます。

(2)【学校】

(取組の現状)

学校においては、これまで推進してきたさまざまな人権問題の解決のための多様な取組や同和教育の中で培ってきた成果や手法への評価を踏まえ、児童生徒の発達段階に応じながら、教育活動全体を通して人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にしたい人権教育の充実を図っています。また、家庭・地域社会との連携や学校間の連携を深め、人権教育の推進を

図っています。

小・中学校においては、教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、学力の充実や進路保障に努めています。また、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重する心を育むとともに、基本的人権や同和問題などさまざまな人権問題についての正しい理解や認識の基礎を培う取組の推進や保護者の人権意識の高揚を図るため、「PTA」や「人権教育推進協議会」の取組により、学習の場を保障し、啓発活動に取り組んでいます。

さらに、あらゆる人権問題の解決に向けた態度・知識・能力の育成に向けて、多くの学習機会を提供し、参加型の学習等学習形態の工夫を図ったり、人権教育資料・人権教育指導事例集などの有効な活用を図ったりすることにより、教職員に対する研修にも視点を当てながら、人権教育を推進しています。

(課題)

人権を尊重する教育の実施については、児童生徒が同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決を自分自身の課題として捉え実践していく態度において、まだ課題が見られるとともに、学校間において取組内容に差があります。

さらに、学習したことが知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題や、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題も指摘されています。

また、保護者の意識や行動が子どもに多大な影響を与えることから、家庭や地域が人権問題についての学習の場としての役割を果たせるようPTAや地域との連携の充実を図る必要があります。

人権教育推進協議会

小学校区ごとに部会をもち、市民の自主的な活動を中心に啓発活動を進める組織。

参加型の学習

講義形式などの知識伝達型の学習に対して、指導者と学習者、学習者向上のコミュニケーションを取り入れるなど、学習者の主体的な学びを引き出す中で、お互いの気づきや考えを共有しながら、知識や技能、意欲を高めていこうとする学習である。

(方向性)

学校教育においては、国・府・市町村がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携しあいながら、児童生徒が発達段階に応じ、社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けることを通して、人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていく必要があります。

学校においては、「学習指導要領」や「指導の重点」等に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」を育てていきます。

こうした基本的な認識に立ち、京都府との連携の下にあらゆる教育活動を通して以下の点に留意して人権教育を展開していきます。

人権教育は、共生社会の実現や自己を尊重し他者を尊重する心を育むことなどを視点とし、一人ひとりを大切にした教育が推進されるよう、学習内容や指導方法の一層の改善に努めます。

人権教育の指導方法の改善を図るため、学校において人権教育の研究を深め、成果を市内全体の学校に波及させるよう努めます。また、効果的な教育実践や学習教材等を収集し、市内の学校への提供に努めます。

子どもたちに人権尊重の精神を涵養していくために、各学校が、人権に配慮した教育活動等に努めるなど、子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境づくりに努めます。

家庭や地域社会などとの連携を深め、さらに協力も得ながら、社会性や豊かな人間性を育むため多様な体験活動の機会の充実に努めます。

人権教育にかかわる教職員研修を日常的・系統的に推進し、認識の深化と指導力の向上に努めます。特に、教育研究所において、体系的・計画的な人権教育の研修講座を実施します。

学習指導要領

小・中・高等学校、盲・聾・養護学校を対象に教育課程、教科内容とその取扱い、基本的指導事項などを示した文部科学省告示である。教科書編集の基準にもなる。

指導の重点

京都府教育委員会がその年度の学校教育、社会教育を進めていく方向と今日的課題に基づく取組の努力点を示し、各学校（園）及び社会教育関係機関等における教育活動の指針とするものである。

(3)【企業・職場】

(取組の現状)

企業（企業により構成される団体を含む。）・職場は、その企業活動・営業活動等を通じ、市民生活に深くかかわるとともに、地域の雇用の場を確保する等地域や社会の構成員として人権が尊重される社会の実現に向け、重大な責任を担っています。

八幡市では、企業・職場に対する取組として、「八幡市就労促進協議会」の会員企業に対し、人権意識の高揚を図り、人権問題解決に向けた取組が推進されることを目的として、同和問題や身元調査事象を題材にした研修、さらにセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた研修会等、人権啓発の研修を行っているほか、公正な採用の推進を図るための啓発を行っています。

また、企業内における同和問題をはじめとする人権問題の解決を図るため、企業内人権啓発推進員の設置を呼びかけており、より一層の取組を続けていくことが重要です。

企業内人権啓発推進員

企業内の人権問題啓発推進体制の確立及び啓発推進計画の策定、推進等を図るために、京都人権啓発行政連絡協議会が、従業員数30人以上の事業所等に設置を勧奨している。

(課 題)

各企業においては、経済のグローバル化や高度情報化、地球環境保全など、社会経済情勢の急激な変化の中で、その社会的責任を自覚し、企業倫理を確立することの重要性が高まっており、その実現に当って大きな役割を果たす人材の育成が必要となっています。

これらの各企業においては、それぞれの立場で多様な形の人権教育・啓発が推進されていますが、今後とも人権が尊重される明るい企業づくりを推進するとともに、就職の機会均等を確保するため、企業・職場内における人権意識のさらなる高揚を図るための取組が必要です。

特に、そこに働く勤労者が人権を学習するためには、企業・職場の理解と協力が不可欠であり、厳しい経営環境の中では

ありますが、雇用・労働条件や労働安全衛生などが低下することのないよう配慮することが重要となっており、企業や各職場内における学習しやすい環境や条件づくりの促進が期待されます。また、企業活動の実施に伴い、取り扱う個人情報の適正な収集、利用、管理が求められています。

(方向性)

企業は地域社会の構成員でもあり、働きやすい職場づくり、人権を尊重しあえる職場づくりに取り組むことによって、社会から信頼され、企業の発展につながるといった認識を企業・職場内に定着させることが必要です。企業がこうした認識に立って、人権尊重意識の高い職場づくりの形成と雇用・労働条件や労働安全衛生などの就労環境の整備、個人情報の適正な管理など、企業の社会的責任を果たす取組が推進されるよう、企業の役職員等を対象とした人権研修の充実に努めます。

また、採用時や職場内での人権侵害を防止できるよう、引き続き、企業に対して人権教育・研修の充実に求めていくとともに、職業安定所と連携し、企業内人権啓発推進員の設置を促すとともに、その資質の向上に努めることができるよう、企業・職場における自主的な人権意識の高揚に向けた取組に対し、情報提供などの支援に努めます。

(4) 【地域社会】

(取組の現状)

地域社会は、さまざまな人々のふれあいを通じて人権意識の高揚を図り、社会の構成員としての自立を促す大切な場です。

八幡市では、人権教育推進協議会と連携し、人権週間における街頭啓発や人権のつどいなどの人権啓発活動や同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害のある人など、さまざまな

雇用・労働条件

勤労者がその能力と経験を生かしながら、健康で安心して働くことができるよう労働関係法令に規定された雇用・労働環境の整備に係る条件。

労働安全衛生

職場における災害や事故の減少及び防止を図り、労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。

問題を解決するため、学校ごとに研修会などの取組を推進しています。

また、生涯学習センターを中心に人権に関わる学習講座の開催や人権擁護委員や女性問題アドバイザーによる相談窓口の開設など、あらゆる人々が住み慣れた地域で健やかに安心して生活できるようさまざまな施策を推進しています。

(課題)

地域社会には、同和問題などさまざまな人権問題が存在しています。また、人権教育・啓発が十分に届いていない人々が存在するという問題も指摘されています。したがって、地域の実情に応じた情報提供や学習機会の提供を支援するとともに、市民ニーズにあったテーマ設定による人権教育・啓発を推進することが必要です。

さらに都市化の進行等により、地域社会の一員としての意識が希薄になっていることから、青少年をはじめとするあらゆる人々との交流による ボランティア活動や自然体験活動など、地域社会が持つ役割の重要性の再認識や市民自らの自主的な取組を促すことも重要です。

社会教育関係指導者の資質向上に関しては、参加型学習が、学習者の実態に即した目標や方向性、内容等の吟味が不十分であるため、体験に終始しがちであるなどの課題も指摘されています。

(方向性)

市民が身近な地域において、さまざま人権問題についての理解と認識を深め、人権尊重の意識に満ちた地域社会を進めるため、人権教育推進協議会や各種団体との連携を密にするとともに、生涯学習センターや公民館等を活用した人権に関する学習機会の提供を支援します。

また、各種団体が人権意識の高揚を目的に開催する講演会や研修会に対し、補助を実施している「人権啓発補助事業」

ボランティア

自らの意思で、見返りを期待しない「社会的貢献」。

の対象を市民活動団体等にまで広げ、人権啓発補助金による助成の充実を図ります。

一方、隣保館で実施している地域コミュニティ活動事業の充実を図るとともに、隣保館を人権の発信基地として、地域との交流や生涯学習の活動を進めます。

同和問題などさまざまな人権問題についての理解と認識を深めるため、公民館や生涯学習センター等の社会教育施設及び隣保館等を拠点とした人権に関する多様な学習機会の提供を支援します。そのため、研修の内容・方法について創意工夫を図り、地域社会において人権教育を推進していくことができるよう、専門性を備えた指導者の養成に努めます。

学習者のニーズを踏まえながら、学習意欲を高めるよう、広く関係機関にその成果を普及し、府内各地における人権教育資料等の活用状況を把握して、必要に応じて改訂を行うなど学習内容や方法の工夫・改善を図ります。

学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や豊かな人間性を育むため、ボランティア活動や自然体験活動をはじめとする多様な体験活動の機会の充実を図ります。

(5)【家庭】

(取組の現状)

家庭は、子どもが豊かな情操や思いやり、生命を大切にす
る心、善悪の判断など人間形成の基礎を育む上で重要な役割
を担う場です。

日常生活における人権感覚を涵養するため、家庭教育に関
する啓発資料の提供や、学習機会の提供、学習活動の促進を
図りながら家庭教育を支援しています。

また、児童虐待をはじめとする家庭内における暴力等を未
然に防ぐとともに、家庭の教育機能の再生強化を目指し、地
域における家庭支援体制の拡充を図るため、家庭児童相談室

を中心として、民生児童委員、母子自立支援員などによる相談・問題発見や「児童虐待防止ネットワーク」をはじめとする関係機関によるネットワークの推進に努めています。

母子自立支援員

母子家庭の母等の相談に応じ、自立に必要な情報提供や支援を行なう人。

(課題)

少子化や都市化、核家族化が進む中で、親の過保護、過干渉、あるいは育児不安、しつけに対する自信の喪失など家庭の教育機能の低下が指摘されており、そのことが子どもの主体性や自主性を育てる上で大きな妨げになっています。また、家庭においては、地域や学校等様々な場を通じて学習したことが、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚を育むことが求められています。家庭内においては、依然として伝統的な性別役割分担意識が根強く残っており、子育ての一方的な押しつけをするほか、家庭内における女性への暴力や子ども、高齢者に対する虐待といった人権侵害も発生するなど深刻な問題も増加しています。

(方向性)

すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図るため、親子ともに人権感覚が身に付き、さまざまな場を通じて学んだ成果が育まれるような家庭教育に関する学習機会の充実、情報の提供に努めます。また、保育園や幼稚園、さらに学校等の各機関において、保護者への学習機会の充実、学習活動の促進を図ることにより、人権に関する正しい理解と認識を子どもの心に育てていくとともに、女性に対する性別役割分担意識の解消が図れるよう、八幡市女性団体連絡協議会や各種団体と連携し進めます。

関係機関や地域との連携のもとに相談活動を積極的に展開するとともに、これらの業務を担う関係機関の職員などに対する研修の充実に努めます。

八幡市女性団体連絡協議会

女性団体相互の情報交換と交流・強調を深め、女性の自立と地位向上をめざし、男女共同参画社会の実現を図るため1983年設置された。

2 人権に特に関係する職業従事者に対する 人権教育の推進

「八幡市人権のまちづくり推進計画」の取組を推進するためには、あらゆる人を対象に人権教育・啓発を推進することが必要です。とりわけ、この計画においては、人権に特に関係する職業従事者として、教職員・社会教育関係者、保健福祉関係者、消防職員、その他公務員が、人権に配慮して業務を遂行できるよう、さまざまな研修を通じて人権教育・啓発を重点的に推進することとします。また、法律家、議会関係者等に対しても、行政機関としての役割を踏まえつつ、人権教育・啓発にかかる情報提供など可能な限りの協力を努めることとします。

なお、このほか、国の「基本計画」においては、検察職員、矯正施設・更生保護関係職員、入国管理関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、自衛官等を、新京都府人権教育・啓発推進計画においては、医療関係者、警察職員、マスメディア関係者等を人権にかかわりの深い職業従事者とし、これらの者に対する研修等における人権教育・啓発の充実に努めることとされています。

(1) 【教職員・社会教育関係職員】

(現状)

学校教育における人権教育の推進にあたっては、学校教育の担い手である教職員が児童・生徒の人権意識の高揚を図る上で、重要な役割を果たします。そのため、教職員自らが豊かな人権意識を持つことや人権教育に関する知識・技能を向上させることが不可欠です。

こうしたことから、教職員に対しては、各学校の実態に応じた日常的な研修を基本として、京都府総合教育センターでの研修や山城教育局主催の研修、さらに本市教育委員会主催に

人権に配慮した業務遂行
適正な情報管理等人権尊重の
視点に配慮して業務を遂行する
こと

法律家、議会関係者等
本計画は行政機関としての八幡市が
人権教育・啓発を推進するための基
本的指針として策定した計画であり、
裁判官、弁護士、司法書士等の法律
家、また、議員等議会関係者に対
しても立場を踏まえて可能な限り情
報提供等協力を努める考えを明
らかにしたものである。

よる研修等により、同和教育をはじめとするさまざまな人権問題についての認識の深化と指導力の向上を図っています。

社会教育においては、社会教育関係職員が地域における人権教育に関する学習活動を積極的に推進していく役割を担っています。

そのため、さまざまな形での指導者研修会を通じて、地域社会において人権教育を先頭に立って推進していく指導者としての養成・資質の向上を図っています。

(課題)

学校では、自主的、主体的に判断し行動する力や相手を思いやる心が十分身につけていないことによる児童・生徒の問題行動が見られます。そのため、教職員一人ひとりが確かな人権感覚を身につけるとともに、人権教育を推進していくための教職員の認識の深化と指導力の一層の向上を図る必要があります。

社会教育では、地域住民に個々の人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣が十分に身に付いているとは言えないことなどが指摘されており、地域社会において、人権教育を指導・助言する立場にある社会教育関係職員の人権教育に関する一層の指導力の向上を図ることが必要です。

(方向性)

教職員に対しては、民主主義社会の形成者を育成する立場にあることから、自らの人権意識を高めるため幼稚園、学校における日常的な研修を基本としながら、各種研修への自主的な参加を促し、教職員自らが豊かな人権意識を持ち実践すること、同和問題などさまざまな人権問題についての理解と認識を深めること、人権教育に関する知識・技能を向上させることなど、実践力や指導力の向上を図ります。併せて、子どもの人権に関する問題にも対応できるよう教育相談に関する研

修の充実に努めます。

また、社会教育関係職員に対しては、地域社会における人権教育に関する認識の深化を図るとともに、人権教育を推進する観点から 社会教育主事、公民館職員等、社会教育関係職員の資質向上を図るための研修の一層の充実に努めます。

社会教育主事

教育委員会事務局におかれる社会教育の指導行政の中心職員で、社会教育を行うものに専門技術的な助言と指導を与えることを職務とする。

(2)【保健福祉関係職員】

(現状)

福祉関係業務に従事する職員は、市民の最も身近な相談相手であり、子ども、高齢者、障害のある人等など、社会的に弱い立場にある人々の生活相談、生活支援などに直接携わっています。

そのため、生活保護 ケースワーカーや民生児童委員、保健師、保育士等の保健福祉関係職員に対して、研修や講演会など人権意識の高揚に向けた取組が行われています。

ケースワーカー

病気、貧困など社会福祉問題を個別的に扱い、解決のための援助をする人。

(課題)

保健福祉関係職員の日常業務は、「人」から「人」にサービスを提供することが基本であることから、常にプライバシーをはじめ、人権に対する深い理解と認識とともに、人権に配慮した対応が求められており、引き続き人権教育・研修に取り組んでいく必要があります。

(方向性)

人権意識に立脚した判断力と行動力が求められていることから、保健福祉関係職員の人権意識の向上をより一層図るための人権教育・研修に取り組んでいきます。

(3) 【消防職員】

(現状)

消防職員は、市民の生命と暮らしを災害から守る業務に携わっています。業務を進めるにあたって、平等な取り扱いやプライバシーの保護などが強く求められます。そのため、京都府立消防学校において各教育課程に応じた人権教育を受講しているなど、人権意識の高揚に向けた取組が行われています。

(課題)

消防職員は、その業務を通じて地域住民の生命と暮らしを災害から守ることで社会の安寧秩序を保持し、公共の福祉の増進に努めていることから、幅広い視野と豊かな人権感覚が求められます。

そのため、職員に対する人権意識の高揚に向けた教育・研修の一層の充実が必要です。

(方向性)

京都府立消防学校における人権教育の一層の充実が図られるよう要請するとともに、八幡市においても、すべての消防職員が継続的に人権教育・研修の機会が図れるよう条件整備を行います。

(4) 【その他の公務員】

(現状)

八幡市職員に対しては、人権尊重の理念や同和問題などさまざまな人権問題の本質について十分に理解するとともに、その現状と課題について認識し、問題解決に積極的に取り組む姿勢を確立することを目標に職員研修を行っています。

(課題)

人権が尊重される社会の実現に向けて、公務員には一人ひとりが人権感覚を身につけ、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められています。

人権に関するさまざまな課題をより広く、より深く認識し、その解決に向けて真摯に取り組むことができる人権意識の高い人間性豊かな職員の養成を図ることが必要です。

(方向性)

市職員に対しては、人権意識の高揚を図るため、それぞれの職務内容と職責に応じた研修を一層推進します。また、公務員として、地域社会においてもさまざまな人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができる職員の育成に努めます。